

## 大垣市優良建設業者認定に関する要領

### (目的)

第1条 この要領は、大垣市優良建設業者表彰実施要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定により決定した優良建設業者（以下「認定業者」という。）に対する大垣市優良建設業者認定ロゴマーク（以下「認定証」という。）の授与及び付加価値の付与に関し必要な事項を定めるものとする。

### (認定証の授与)

第2条 市長は、認定業者に対し、認定証を授与するものとする。

- 2 認定証の様式は、市長が別に定める。
- 3 認定証の使用期間は、認定年度の7月1日から翌年6月30日までの1年間とする。
- 4 認定証の使用期間内に次の事項のいずれかに該当することとなった場合、市長は認定業者に認定証の使用を失効させることができる。
  - (1) 各工事の評定点で65点未満の工事を施工した者。
  - (2) 大垣市入札参加資格停止等の措置要領(平成11年4月1日制定)に基づく入札参加資格停止の措置を受けた者。
  - (3) 大垣市が行う契約及び交付する補助金等から暴力団排除に関する措置要綱(平成23年1月4日制定)に基づく暴力団排除措置を受けた者。
  - (4) 倒産、廃業等をした者。

### (優良建設業者に対する措置)

第3条 市長は認定業者に対し、認定年度の7月1日から翌年6月30日までの期間において、次に掲げる付加価値を付与するものとする。

#### (1) 認定証の使用許可

認定業者は、使用期間内において、認定証を会社案内、ホームページ、名刺、ヘルメット、建設現場の掲示等の広報媒体に使用することができる。

#### (2) 中間検査の減免

認定業者は、大垣市中間検査要綱に基づき実施する中間検査を減免することができる。

#### (3) その他市長が定める優遇措置

市長が必要と認めるその他の措置を付与することができる。

(認定証の管理)

第4条 認定証については、要綱第9条第4項に規定する表彰の実施後、認定証の電子データを認定業者に交付するものとする。

2 認定業者は、認定証を第三者に使用させ、又は譲渡してはならない。

3 認定証の使用期間が終了した場合、若しくは認定証が失効した場合には、認定業者は速やかに認定証の使用を停止しなければならない。

(庶務)

第5条 この要領に関する庶務は、契約管財課において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年6月1日から施行する。